

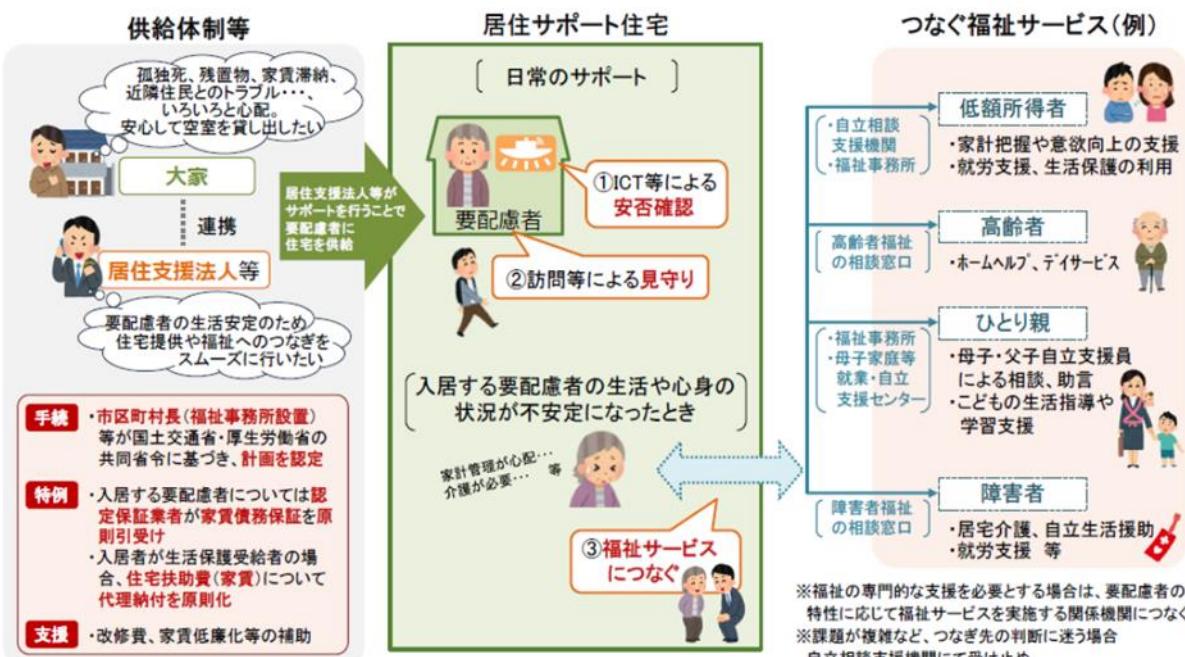
令和7年10月1日

NEW! 居住サポート住宅認定制度

が始まりました

居住サポート住宅とは

居住支援法人等と賃貸人が連携し、入居中の居住サポート(安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等)を行う住宅です。



令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会(国土交通省・厚生労働省)
資料「改正住宅セーフティネット法等について(うち居住サポート住宅の概要)」を加工して作成

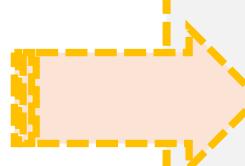
令和7年10月1日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(略称:住宅セーフティネット法)が改正施行され、居住支援法人等と大家が連携し入居中のサポートを行う居住サポート住宅(居住安定援助賃貸住宅)の認定制度が創設されました。

居住サポート住宅をお探しの方へ

● 探しかたは?

専用サイト「居住サポート住宅情報提供システム」で賃貸住宅を探すことができます。

居住サポート住宅
はこちらで検索



居住サポート住宅情報提供システム

居住サポート住宅

事業を検討されている方へ

居住サポート住宅の認定制度は、居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画(居住安定援助計画)を、認定主体である市区町村長等が認定する制度となっており、主な認定基準として、居住サポート(ソフト)に関する基準と住宅(ハード)に関する基準が設けられています。

- 事業者が**欠格要件に該当しないこと**
- 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、要配慮者の入居を**不当に制限しないものであること**
- **専用住宅**(入居者を安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの3つの居住サポートが必要な要配慮者等に限定)を**1戸以上**設けること

● 居住サポートに関する主な基準

- ◆ 要援助者に対する安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ
 - ・一日に一回以上、通信機器や訪問等により、入居者の安否確認を行うこと
 - ・一月に一回以上、訪問等により、入居者の心身や生活状況を把握すること
 - ・入居者の心身、生活状況に応じて利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言を実施し、必要に応じて行政機関や福祉サービス事業者につなぐこと
- ◆ 居住サポートの対価が内容や頻度に照らして、不当に高額にならない金額であること

● 住宅(面積、構造、設備)に関する主な基準

- ◆ 規 模:床面積が一定の規模以上(新築25m²以上、既存18m²以上等)
- ◆ 構 造:耐震性を有すること(耐震性を確保する見込みがある場合をむ)
- ◆ 設 備:一定の設備(台所、便所、浴室等)を設置していること
- ◆ 家 賃:近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
- ◆ その他:消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること

詳しくは 大阪市ホームページをご覧ください。

※ 認定申請される際は、あらかじめ、問合せ窓口へ**事前相談**が必要です。

● 居住サポート(安否確認・見守り・福祉へのつなぎ等)の内容に関する問合せ窓口

【問合せ窓口】 福祉局高齢者施策部高齢施設課

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階

【電話】 06-6241-6530

大阪市
ホームページ



● 住宅(面積、構造、設備)に関する問合せ窓口

【問合せ窓口】 都市整備局企画部安心居住課

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階

【電話】 06-6208-9648